

日本赤十字社臨床工学技士会広告取扱規程

- 第1条 この広告取扱規程は日本赤十字社臨床工学技士会が発行する会報、及び研修会資料等すべての発行物の広告掲載について規定するものである。
- 第2条 広告掲載申込の資格は、臨床工学技士業務に関連をもち本会の主旨に賛同する団体、又は本会会員に限る。その他の広告掲載申込があった場合は、IT/広報委員会の審査により採否を決定する。
- 第3条 広告掲載料は定期発行物（会報、年2回）に対しては年間2万円とする。その他広告については、その都度の応募要項で規定する。広告掲載に要する諸製及び版料は、すべて広告主が実費負担とする。
- 第4条 広告掲載申込は、指定する期日までに本会ホームページの申込フォームより申込むこと。なお、電話、または口頭による申込みは正式の申込として扱わない。
- 第5条 広告掲載の採否は、IT/広報委員会により決定する。
- 第6条 広告1枠の大きさは、発行物毎に応募要項で規定する。広告原稿はすべて作成済み製版とする。
- 第7条 広告掲載多数の場合は、IT/広報委員会の抽選により決定する。
- 第8条 広告の申込を受けても、その広告が日本赤十字社臨床工学技士会会報の権威と体裁を著しく害するものとみられる場合は、IT/広報委員会及び広報担当理事の決定により、その広告の掲載を拒否または、広告原稿の修正を求めることがある。
- 第9条 広告掲載位置はIT/広報委員会に一任し、広告主が位置の指定をすることはできない。また、印刷物での原稿提出の場合、原稿返還はしない。
- 第10条 広告掲載料金の支払いについて、定期発行物については年度最初の発行物の発行月の次月、月末、その他発行物については発行月の月末までに支払わなければならない。

附則

1. この規程は、改廃は理事会の議決によるものとする。
2. この規程は、2009年11月より実施する。
3. 平成22年 5月21日、第2条、第3条、第5条、第7条、第8条及び第9条を一部改正。
4. 平成24年 2月 1日、第1条、第3条、第6条、第9条及び第10条を一部改正。
5. 平成29年10月23日、第3条、第4条、第10条を一部改正。
6. 令和元年10月17日、第3条を一部改定。